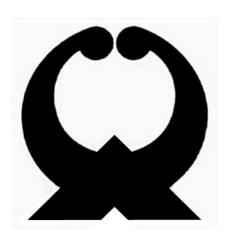
大船渡市における部活動の方針



平成30年9月 大船渡市教育委員会

目 次

大船	沿渡市における方針策定の趣旨等	•	•	•	1
	適切な運営のための体制整備 部活動の方針の策定等 指導・運営に係る体制の構築	•	•	•	2
2 (1) (2)		•	-	-	4
3 (1)	適切な休養日等の設定 部活動休養日及び活動時間の基準	•			5
(1) (2) (3)	運動部活動における地域との連携等	境 •	•		7
5	学校単位で参加する大会等の見直し				8

大船渡市における方針策定の趣旨等

- 本方針は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成 30 年 3 月 スポーツ庁)に則り、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」 (平成 30 年 6 月 岩手県教育委員会)を参考に、中学校段階における運動部及 び文化部を対象として、本市の生徒及び教職員の実情を踏まえ「大船渡市にお ける部活動の方針」を策定するものである。
- 本市においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会「復興 『ありがとう』ホストタウン」の一員として、スポーツや文化を通して他国との交流を深めるとともに、生涯にわたってスポーツ活動や文化的活動に親しむ基盤づくりに努めていくことが求められている。
- しかしながら、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況が生じ、複数校合同チームでの大会出場や、学校外のスポーツ活動・文化活動等に参加する生徒の姿が見られるようになっている。
- また、スポーツ医・科学の観点から、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮や、教職員の勤務負担軽減に向けた取組が一層求められている。
- 本市においては、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、今後においても持続可能な部活動とするため、本方針をもって、学校、保護者、地域、関係機関及び関係団体等が一体となって、望ましい部活動の実現に向けて取り組むものである。
- なお、市教育委員会は、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、関係者の協力を得ながら、課題解決に向けて継続的な取組を行う ものである。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 大船渡市教育委員会は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月 スポーツ庁)(以下、「国のガイドライン」という。)に 則り、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(平成30年6月 岩手 県教育委員会)(以下、「県の方針」という。)を参考に、「大船渡市における 部活動の方針」(以下、「市の方針」という。)を策定する。

市の方針は、中学校段階における運動部及び文化部を対象として、本市の実情を踏まえて策定するものとする。

イ 校長は、市の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定 及び公表する。

部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者への情報提供を行う。

なお、練習時間を補完する等の目的で、部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動(父母会・スポーツ少年団等)(以下、「部活動を補完する活動」という。)については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、市の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部顧問は主催者と連携を図る。

ウ 市教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画 の策定等が効率的に行えるよう、県教育委員会が示す様式例を参考にするな ど、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員^{注1}の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の部を設置する。
- イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や 校務分担の実態等を踏まえ、各学校と協議の上、部活動指導員を任用し、学 校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、 適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階 に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、 生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務(校 長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等) を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たって、校務全体の効率的・効果的な実施 に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で 行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての 適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び部活動を 補完する活動等の内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツ活動や文化的 活動等を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導及び是正を 行う。
- オ 校長は、部活動の指導方針(ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等)について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を 図る機会(部活動連絡会等)を設定する。
- カ 市教育委員会及び校長は、県教育委員会との連携を図りながら、教職員の 部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29年12月26日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関す る緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取 組の徹底について(平成30年2月9日付29文科初第1437号)」^{注2}を踏まえ、 法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

注1 部活動指導員

- ・ 学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。(部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。)
- ・ 学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動実技指導、大会・練習試合の 引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。
- ・ 学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。
- 注2 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」 以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早 朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者 は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等 について示されている。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 運動部活動における適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得る ために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポー ツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらな いこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニング の積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる 指導を工夫して行う。

また、運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、スポーツ医・科学の見地を踏まえ適切な指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当教員や養護教諭等と連携・協力 し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知 識を得た上で指導を行う。

ウ 市教育委員会は県教育委員会との連携を図りながら、各学校において、上 記ア及びイに基づく指導を行うことができるようにするために、中央競技団 体等が作成する指導手引の活用推進及び指導資料の作成等、必要な支援を行 う。

(2) 文化部活動における適切な指導の実施

- ア (1)アについては、文化部においても同様の考え方に基づく指導を行う。
- イ (1)イについては、特に、生涯を通じて文化的活動等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

3 適切な休養日等の設定

(1) 部活動休養日及び活動時間の基準

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、 運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、 スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関す る研究^{注3}も踏まえ、できるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

なお、文化部活動についても、望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう、運動部活動同様の基準を適用する。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、「県の方針」及び「市の方針」に則り、下記を基準とし、部活動休養日及び活動時間を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

大船渡市の部活動休養日及び活動時間の基準

【中学校】

- 週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間 程度とする。
- ・ 部活動を補完する活動が行われる場合は、部活動と合わせて基準(休養日・活動時間)を超えない活動とする。
- 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・ 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の 日の活動時間を調整する。
 - ウ 市教育委員会は、上記イに関し、適宜、支援及び指導・是正を行うもので ある。
- 注3 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」 (平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)から抜粋

- ・ ジュニアアスリートの育成に関して、保護者やコーチ等の関係者は、適切な栄養、 十分な睡眠、学業、心身の健康と社会活動への参加等を含めた、バランスの良いライ フサイクルで過ごすことができるようにすること、練習量を制限し、楽しく満足して 活動ができるようにすること等を提言している。(国際オリンピック委員会「エリート のジュニアアスリートに対する声明」2008年)
- ・ ジュニアアスリートの心身の回復という観点からは、少なくとも週に1、2日はスポーツ活動を行わない休養日を設けること等を提言している。(米国小児学会「ジュニアアスリートにおけるスポーツ障害、オーバートレーニングとバーンアウトについて」2007年)
- ・ 16 時間/週以上のトレーニングを行うと、医療ケアを必要とするスポーツ障害のリスクが高まることに留意すべきであること等を提言している。(アメリカ臨床スポーツ 医学会「ジュニア期のスポーツ障害とバーンアウトに関する声明」2014年)
- 16 時間/週以上のスポーツ活動をしている女子は、16 時間/週未満の女子に比べて 疲労骨折の罹患率が約2倍であった。(Loud KJ, et al 「Correlates of Stress Fractures Among Preadolescent and Adolescent」2005年)

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術に親しむ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- ア 校長は、運動・スポーツの苦手な生徒や障がいのある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする運動部の設置や、文化芸術に親しめる部の設置等、多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。
- イ 市教育委員会及び校長は、学校外のスポーツ活動や文化的活動に取り組む 生徒に配慮した取組を推進する。
- ウ 市教育委員会は県教育委員会との連携を図りながら、生徒数減少等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。また、文化部活動についても、生徒の文化活動の機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の文化部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

なお、複数校合同チーム及び団体の参加資格等の見直しが行われるよう、 必要に応じて、関係団体との連携を図る。

(2) 運動部活動における地域との連携等

- ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や 地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ及び スポーツ少年団等との連携、保護者の理解と協力等による、学校と地域が共 に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での 地域におけるスポーツ環境整備を県教育委員会との連携を図りながら推進す る。
- イ 市教育委員会は、県教育委員会との連携を図りながら、部活動指導員の任 用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関 する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。
- ウ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長 のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下 で、地域と連携した取組を推進することについて、関係者や保護者の理解と 協力を促す。

(3) 文化部活動における地域との連携等

4(2)については、文化部においても同様の考え方に基づく取組を行う。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 県教育委員会や市教育委員会は、合同部活動等に係る参加規程や大会等の規模 及び日程の在り方等について、関係団体と連携を図りながら検討し、本県・本 市の実情や、生徒や部顧問の負担等を踏まえた取組を推進する。
- イ 校長は、参加する大会等を精査する等、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問 の負担が過度とならないよう活動状況を踏まえて対応する。